

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月10日

【四半期会計期間】 第116期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 オカモト株式会社

【英訳名】 OKAMOTO INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 岡本 良幸

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 高島 寛

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4121

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 高島 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第115期 第2四半期 連結累計期間	第116期 第2四半期 連結累計期間	第115期
会計期間		自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高	(百万円)	31,569	32,132	67,037
経常利益	(百万円)	1,508	1,225	2,808
四半期(当期)純利益	(百万円)	932	870	1,482
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	383	152	586
純資産額	(百万円)	38,743	37,469	38,606
総資産額	(百万円)	68,308	66,778	67,941
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	8.43	8.12	13.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	56.7	56.1	56.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,827	2,401	4,058
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,351	1,525	2,888
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	843	1,051	2,082
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	10,997	9,269	9,453

回次		第115期 第2四半期 連結会計期間	第116期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	3.96	3.47

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第115期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更事項はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新興国の経済成長や政府の経済対策により、企業収益・個人消費に回復の兆しが見られるものの、長期化する株価の低迷や円高の進行などで企業収益への影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下で当社グループは、国内での営業力の更なる強化に努め、製造コストと営業経費の削減に引き続き注力し、売上高が減少する環境下でも営業利益を確保できる体制作りにも邁進してまいりましたが、震災による原材料調達難や一部得意先よりの受注減、更に原材料価格上昇が相俟って一層のコストアップとなりました。

結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は321億32百万円(前年同期比1.8%増)、営業利益は10億18百万円(前年同期比33.8%減)、経常利益は12億25百万円(前年同期比18.8%減)、四半期純利益は8億70百万円(前年同期比6.6%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

産業用製品

一般フィルムは、文具・手帳用や養生用の受注が堅調に推移したため売上増となりました。農業用フィルムは、震災等の復旧需要の増加により売上増となりました。壁紙は、住宅着工件数の回復に伴い、特にマンション建設が増加したため売上増となりました。フレキシブルコンテナは、夏場の電力制限を見込んだ受注増で売上増となりました。自動車内装材は、自動車メーカーの減産が続き、後半は持ち直したものの円高の影響も大きく売上減となりました。粘着テープは、原材料等の高騰により、コストアップの厳しい環境のなか、営業努力により堅調に推移しました。工業テープは、スマートフォン関連の新規受注が寄与し売上増となりました。食品用包装ラップ等は、外食産業が低迷したことにより売上減となりました。食品保存用ピチット製品は、東北地方を中心に需要が減少した結果売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は185億79百万円(前年同期比3.4%減)、セグメント利益は5億93百万円(前年同期比51.8%減)となりました。

生活用品

コンドームは、少子高齢化や晩婚化の影響により市場が縮小し、低価格傾向が続いた結果売上微減となりました。除湿剤は、震災の影響で春先に出荷が減少し売上減となりました。滅菌器は、販売数量の下落傾向が続いていましたが、買替え需要の回復により堅調に推移しました。手袋は、医療用・原発用を中心に受注が堅調に推移しましたが食品用は売上微減となりました。シューズは、原材料高の影響を受けたものの、販売が堅調だったことから売上微増となりました。ブーツ・雨衣類は、拡販政策を積極的に展開して売場を広げ、また台風上陸の影響もあり売上増となりました。

以上により、当セグメントの売上高は135億53百万円(前年同期比9.8%増)、セグメント利益は10億43百万円(前年同期比5.9%減)となりました。

その他

当セグメントの売上高は0百万円(前年同期比16.8%増)、セグメント利益は73百万円(前年同期はセグメント損失29百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

当第2四半期連結会計期間末における総資産は667億78百万円で、前連結会計年度末と比べ11億63百万円減少しております。

流動資産は406億68百万円で、前連結会計年度末と比べ2億46百万円の増加となりました。これは主として、たな卸資産全体で25億61百万円増加し、現金及び預金1億84百万円、受取手形及び売掛金20億96百万円が減少したことによるものです。

固定資産は261億9百万円で、前連結会計年度末と比べ14億10百万円の減少となりました。これは主として、投資有価証券が16億14百万円減少したことによるものです。

負債

当第2四半期連結会計期間末における総負債は293億8百万円で、前連結会計年度末と比べ27百万円減少しております。

流動負債は245億73百万円で、前連結会計年度末と比べ33億73百万円の増加となりました。これは主として、支払手形及び買掛金10億68百万円、1年内償還予定の社債15億円、1年内返済予定の長期借入金10億円が増加し、その他1億64百万円が減少したことによるものです。

固定負債は47億35百万円で、前連結会計年度末と比べ34億円減少しております。これは主として、退職給付引当金が1億68百万円増加し、社債15億円、長期借入金10億円、その他10億68百万円が減少したことによるものです。

純資産

当第2四半期連結会計期間末における純資産は374億69百万円で、前連結会計年度末と比べ11億36百万円減少しております。

これは主として利益剰余金4億64百万円、自己株式5億78百万円が増加し、その他有価証券評価差額金が9億86百万円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前第2四半期連結会計期間末に比べ17億27百万円(15.7%)減少し、92億69百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、24億1百万円(前第2四半期連結累計期間に比べ4億26百万円減少)となりました。

増加の主な内訳は、売上債権の減少20億88百万円、減価償却費12億49百万円、税金等調整前四半期純利益11億71百万円、仕入債務の増加10億82百万円であり、減少の主な内訳は、たな卸資産の増加25億69百万円、その他の負債の減少4億73百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、15億25百万円(前第2四半期連結累計期間に比べ1億73百万円増加)となりました。

支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出14億47百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、10億51百万円(前第2四半期連結累計期間に比べ2億7百万円増加)となりました。

支出の主な内訳は、自己株式の取得による支出5億78百万円、配当金の支払額4億5百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成22年5月13日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます。)として継続することを決議し、平成22年6月29日に開催の当社第114回定時株主総会において承認を得ております。

・ 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資する者が望ましいと考えます。また当社は、当社の株主の在り方は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為が顕在化する動きがあります。これら大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり当社の取締役会が代替案を提案する為の十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありません。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断します。

・ 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み)

1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みとして導入したものです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として本プランを継続することといたしました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- () 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合とは、

- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役又は社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任します。現在の独立委員会の委員である、社外監査役の小川明氏、社外有識者である深澤武久氏ならびに清水紀彦氏が引き続き就任しております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合は、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円価)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間又はその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることで大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)又は(2)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者は除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、又当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、当社第114回定時株主総会の開催日の平成22年6月29日より発効することとし、有効期限は平成25年6月30日までに開催される当社第117回定時株主総会の終結の時までとします。

但し、当社第114回定時株主総会の開催日以降発効した後であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で本プランは廃止されるものとします。

又、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その変更内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にご不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

・本プランの合理性について(本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

1. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 .1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

2. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 .5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は562百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(7) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(8) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	111,996,839	111,996,839	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	111,996,839	111,996,839		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日		111,996,839		13,047		448

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内2 - 1 - 1	7,426	6.63
丸紅株式会社	千代田区大手町1 - 4 - 2	7,211	6.44
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社	中央区晴海1 - 8 - 11	5,476	4.89
株式会社損害保険ジャパン	新宿区西新宿1 - 26 - 1	5,454	4.87
株式会社みずほコーポレート銀行	千代田区丸の内1 - 3 - 3	5,294	4.73
株式会社みずほ銀行	千代田区内幸町1 - 1 - 5	4,216	3.76
有限会社八幡興産	大田区久が原4 - 39 - 9	3,530	3.15
みずほ信託銀行株式会社	中央区八重洲1 - 2 - 1	2,944	2.63
やよい会	文京区本郷3 - 27 - 12	2,384	2.13
平井商事株式会社	江戸川区平井4 - 11 - 4 - 701	2,086	1.86
計		46,022	41.09

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式5,623千株(5.02%)があります。
 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 5,476千株
 みずほ信託銀行株式会社 122千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,623,000		権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,753,000	105,753	同上
単元未満株式	普通株式 620,839		同上
発行済株式総数	111,996,839		
総株主の議決権		105,753	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ8,000株(議決権8個)及び50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。
 自己保有株式 713株

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) オカモト株式会社	東京都文京区 本郷3 - 27 - 12	5,623,000		5,623,000	5.02
計		5,623,000		5,623,000	5.02

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役 (プラスチック製品部兼車輛資材部 管掌)	専務取締役 (プラスチック製品部管掌)	岩永 秀也	平成23年9月1日

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,903	9,719
受取手形及び売掛金	20,593 ₁	18,496 ₁
商品及び製品	5,736	8,017
仕掛品	1,211	1,369
原材料及び貯蔵品	1,463	1,585
その他	1,538	1,503
貸倒引当金	24	23
流動資産合計	40,421	40,668
固定資産		
有形固定資産	15,710	15,908
無形固定資産	383	332
投資その他の資産		
投資有価証券	10,645	9,031
その他	803	859
貸倒引当金	22	23
投資その他の資産合計	11,426	9,868
固定資産合計	27,520	26,109
資産合計	67,941	66,778

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,607	16,676
1年内償還予定の社債	-	1,500
短期借入金	1,056	1,048
1年内返済予定の長期借入金	-	1,000
未払法人税等	471	410
賞与引当金	739	776
その他	3,325	3,160
流動負債合計	21,199	24,573
固定負債		
社債	1,500	-
長期借入金	1,000	-
退職給付引当金	3,215	3,383
その他	2,420	1,351
固定負債合計	8,135	4,735
負債合計	29,335	29,308
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,047	13,047
資本剰余金	422	422
利益剰余金	23,961	24,426
自己株式	1,424	2,002
株主資本合計	36,006	35,892
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,204	2,219
繰延ヘッジ損益	10	15
為替換算調整勘定	614	626
その他の包括利益累計額合計	2,600	1,577
純資産合計	38,606	37,469
負債純資産合計	67,941	66,778

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	31,569	32,132
売上原価	23,571	24,969
売上総利益	7,998	7,163
販売費及び一般管理費		
運賃及び荷造費	1,502	1,420
その他の販売費	1,354	1,288
給料及び賞与	1,536	1,422
賞与引当金繰入額	296	293
退職給付引当金繰入額	75	80
貸倒引当金繰入額	-	1
その他の一般管理費	1,693	1,637
販売費及び一般管理費合計	6,458	6,144
営業利益	1,539	1,018
営業外収益		
受取利息	8	5
受取配当金	206	190
不動産賃貸料	187	254
負ののれん償却額	10	-
その他	33	118
営業外収益合計	445	568
営業外費用		
支払利息	34	32
不動産賃貸費用	79	84
為替差損	337	192
その他	25	53
営業外費用合計	476	361
経常利益	1,508	1,225
特別利益		
固定資産売却益	0	-
貸倒引当金戻入額	15	-
特別利益合計	15	-
特別損失		
固定資産除却損	54	-
投資有価証券売却損	15	-
災害による損失	-	9
環境対策費	-	44
特別損失合計	70	53
税金等調整前四半期純利益	1,454	1,171
法人税、住民税及び事業税	501	352
法人税等調整額	21	50
法人税等合計	522	301
少数株主損益調整前四半期純利益	932	870
四半期純利益	932	870

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	932	870
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,210	987
繰延ヘッジ損益	35	25
為替換算調整勘定	66	12
持分法適用会社に対する持分相当額	3	1
その他の包括利益合計	1,315	1,023
四半期包括利益	383	152
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	383	152
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,454	1,171
減価償却費	1,200	1,249
負ののれん償却額	10	-
賞与引当金の増減額(は減少)	58	37
貸倒引当金の増減額(は減少)	17	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	84	168
受取利息及び受取配当金	214	195
支払利息	34	32
為替差損益(は益)	43	17
持分法による投資損益(は益)	11	19
投資有価証券売却損益(は益)	15	-
固定資産売却損益(は益)	0	-
固定資産除却損	54	-
売上債権の増減額(は増加)	1,316	2,088
たな卸資産の増減額(は増加)	1,661	2,569
その他の資産の増減額(は増加)	145	49
仕入債務の増減額(は減少)	1,557	1,082
その他の負債の増減額(は減少)	89	473
その他	37	44
小計	3,631	2,593
利息及び配当金の受取額	214	195
利息の支払額	34	32
法人税等の支払額	983	355
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,827	2,401
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	455	400
定期預金の払戻による収入	205	400
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,068	1,447
有形及び無形固定資産の売却による収入	0	0
投資有価証券の取得による支出	9	6
投資有価証券の売却による収入	19	-
その他	43	72
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,351	1,525
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2	7
自己株式の取得による支出	371	578
配当金の支払額	416	405
その他	58	60
財務活動によるキャッシュ・フロー	843	1,051
現金及び現金同等物に係る換算差額	43	8
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	588	184
現金及び現金同等物の期首残高	10,408	9,453
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,997	9,269

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
1 受取手形割引高 137百万円 2 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。 Vina Okamoto Co.,Ltd. 124百万円 (1,500千円ドル)	1 受取手形割引高 162百万円 2 偶発債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対して、債務保証を行っております。 Vina Okamoto Co.,Ltd. 109百万円 (1,425千円ドル)

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間未残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成22年9月30日現在) 現金及び預金 11,452百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 455 現金及び現金同等物 10,997百万円	1 現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間未残高と当第2四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成23年9月30日現在) 現金及び預金 9,719百万円 預入期間が3か月を超える定期預金 450 現金及び現金同等物 9,269百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	417	3.75	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	413	3.75	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株式資本金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	405	3.75	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月4日 取締役会	普通株式	398	3.75	平成23年9月30日	平成22年12月5日	利益剰余金

3. 株主資本の著しい変動

株式資本金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額
	産業用製品	生活用品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	19,223	12,345	31,569	0	31,569		31,569
セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	410	417	1,424	1,841	1,841	
計	19,230	12,756	31,986	1,424	33,411	1,841	31,569
セグメント利益又は損失()	1,232	1,109	2,342	29	2,312	772	1,539

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益又は損失()の調整額 772百万円には、セグメント間取引消去7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 779百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
- 3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額
	産業用製品	生活用品	計				
売上高							
外部顧客への売上高	18,579	13,553	32,132	0	32,132		32,132
セグメント間の内部売上高 又は振替高	12	138	150	1,522	1,673	1,673	
計	18,591	13,691	32,282	1,523	33,806	1,673	32,132
セグメント利益	593	1,043	1,637	73	1,711	692	1,018

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 692百万円には、セグメント間取引消去7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 699百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円43銭	8円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	932	870
普通株主に帰属しない金額		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	932	870
普通株式の期中平均株式数(株)	110,632	107,161

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間 (自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)
10月に入りタイ王国で広範囲に拡大している大規模洪水により、当社グループ会社の工場も浸水被害を受け操業を停止しております。今回の洪水による被害額及び当社業績への影響に関し現在調査中であり、合理的に算定することが困難であります。

2【その他】

第116期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)中間配当については、平成23年11月4日開催の取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	398百万円
1株当たりの金額	3円75銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月8日

オカモト株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原学 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北澄和也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。